

令和3年かすみがうら市告示第47号

かすみがうら市住まいるマイホーム応援補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市住まいるマイホーム応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、人口減少における持続可能なまちづくりの一環として、本市の定住及び住環境の向上を促進するために、市民の新築又は改築に係る住宅の建築費用に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、かすみがうら市補助金等交付規則(平成17年かすみがうら市規則第39号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象住宅)

第2条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自己の居住の用に供する一戸建て住宅の新築又は改築(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号に規定する新築又は改築をいう。以下同じ。)であること。
- (2) 工事請負契約(変更契約を除く。)の締結日(以下「契約締結日」という。)が令和3年4月1日以降であること。
- (3) 玄関、居室、便所、台所及び浴室を備え、居住の用に供する部分の床面積が70平方メートル以上であり、かつ、延床面積のうち当該部分の占める割合が2分の1以上であること。

- (4) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の交付を受けていること。
ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項の都市計画区域に指定されていない区域（以下「都市計画区域外」という。）については、「第7条第5項に規定する検査済証の交付を受けている」とあるのは「第15条第1項の規定による届出を行っている」と読み替えるものとする。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 契約締結日から第5条の規定による申請日まで継続して住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 契約締結日時点において、年齢が20歳以上55歳未満であること。
- (3) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証に記載された建築主と同一のものであること。ただし、都市計画区域外については、「第7条第5項に規定する検査済証」とあるのは「第15条第1項の規定による届出」と読み替えるものとする。
- (4) 補助対象住宅の所有権保存登記による所有権者であること。
- (5) 第5条の規定による申請日が補助対象住宅の所有権保存登記日から1年以内であること。
- (6) 市内に補助対象住宅以外の住宅を所有していないこと。
- (7) 世帯全員（補助対象住宅の居住者全員をいう。以下同じ。）に市税の滞納がないこと。
- (8) かすみがうら市暴力団排除条例（平成23年かすみがうら市条例第9号）第2条第1号又は同条第3号に規定する暴力団及び暴力団員等のいずれにも該当しないこと。
- (9) 過去にこの告示による補助金の交付を受けていないこと。

(10) かすみがうら市結婚新生活支援補助金交付要項(令和元年かすみがうら市告示第124号)別表に規定する住宅取得費用に係る補助金の交付を受けていないこと。

(11) かすみがうら市移住促進住宅取得支援事業補助金交付要綱(令和3年かすみがうら市告示第27号)の補助対象者でないこと。

2 前項各号の規定にかかわらず、補助対象者の人数は、補助対象住宅1戸につき1名とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象住宅に係る建築費用の100分の5を乗じて得た額(補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。ただし、補助金の上限の額は20万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の上限の額は、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域内における補助対象住宅については20万円、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第7条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の通知を受けている補助対象住宅については20万円を加算した額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、かすみがうら市住まいるマイホーム応援補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 世帯全員の住民票謄本

(2) 世帯全員の納税証明書(その2)

(3) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し。ただし、都市計画区域外においては、「第7条第5項に規定する検査済証」とあるのは「第15条第1項の規定による届出」と読み替えるものとする。

- (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第7条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の通知の写し（当該認定を受けている場合に限る。）
- (5) 補助対象住宅の登記事項証明書。ただし、所有権保存登記が確認できるものに限る。
- (6) 補助対象住宅の平面図
- (7) 補助対象住宅の立面図
- (8) 補助対象住宅の求積図
- (9) 工事請負契約書の写し（変更契約を含む。）
- (10) 工事内訳書
- (11) 工事代金の支払いが確認できる書類
- (12) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、必要に応じて現地の調査を行い、補助金の交付の可否を決定し、かすみがうら市住まいるマイホーム応援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、かすみがうら市住まいるマイホーム応援補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定による請求があったときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第9条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、又は交付した補助金について期限を

定めてその返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、かすみがうら市住まいるマイホーム応援補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

住所

氏名

印

連絡先

かすみがうら市住まいるマイホーム応援補助金交付申請書

自己用住宅の新築（改築）に際し補助金の交付を受けたいので、かすみがうら市住まいるマイホーム応援補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

建築場所	かすみがうら市
建築主名	
住宅新築（改築）費用 （外構等間接費用除く）	
居住誘導区域の該当	該当 ・ 非該当
長期優良住宅の該当	該当 ・ 非該当
補助金交付申請額	

私は、かすみがうら市暴力団排除条例第2条第1号又は同条第3号に規定する暴力団及び暴力団員等のいずれでもありません。また、かすみがうら市住まいるマイホーム応援補助金交付要綱第3条に規定する事項を確認する範囲において個人情報調査することに同意します。

年 月 日 署名 _____

添付書類：世帯全員の住民票謄本（補助対象住宅の居住者を全員含むこと。発行から3か月以内のものに限る。）、世帯員全員の納税証明書（その2）（発行から3か月以内のものに限る。）、建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し（都市計画区域外においては同法第15条第1項の規定による工事届の写し）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第7条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の通知の写し（認定を受けている場合に限る。）、補助対象住宅の登記事項証明書（所有権保存登記が確認でき、発行から3か月以内のものに限る。）、補助対象住宅の平面図、補助対象住宅の立面図、補助対象住宅の求積図、工事請負契約書の写し（変更契約を含む。）、工事内訳書、工事代金の支払いが確認できる書類（領収書の写し等）

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

かすみがうら市長



かすみがうら市住まいるマイホーム応援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、次の通り交付する（交付しない）ことが決定したので、かすみがうら市住まいるマイホーム応援補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

（交付の場合）

交付決定金額： 円

（不交付の場合）

理由：

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

住所

氏名

印

連絡先

かすみがうら市住まいるマイホーム応援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助金について、かすみがうら市住まいるマイホーム応援補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 補助金の振込先

金融機関名		支店名	
預金種目	普通・当座		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

※口座名義人は、申請者と同一となるようにしてください。

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

かすみがうら市長



かすみがうら市住まいるマイホーム応援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金について、下記のとおり交付決定を取り消しましたので、かすみがうら市住まいるマイホーム応援補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

理由：